

【特定非営利活動法人 あんと 定款】

〔第1章 総則〕

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あんと という。また、英文名を a n t とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県野洲市内におく。

〔第2章 目的及び事業〕

第3条 この法人は、野洲とその周辺（東近江圏域・湖南圏域エリア）に住む、障がいのある市民に対して、余暇や就労支援に関する事業を行い、利用される人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①障害者福祉に関する調査・研究活動
- ②障害者福祉に関する啓発活動
- ③会員間のネットワークを深めるための交流活動
- ④各関係機関の自主製品や役務の販路拡大
- ⑤障がい児（者）の就労・余暇・生活支援に関する事業
- ⑥障がい児（者）の就業・生活支援センター事業
- ⑦そのほか、法人の目的達成のために必要な事業

[第3章] 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面、または電磁的方法をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

[第4章 役員及び職員]

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- 2. 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務執行する。
- 5. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若

しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。
 3. 職員待遇は理事会で決定する。

〔第5章 総会〕

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があった時
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった時

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は、電磁的記録をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係わる職務を行つた者の氏名

[第6章 理事会]

(構成)

第30条 理事会は理事をもつて構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた時

(2) 理事の現在数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもつて招集の請求があつた時

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつた時

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求のあつた時は、その日から

14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第37条1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

[第7章資産及び会計]

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益・費用は、新たに成立した予算の収益・費用とみなす。

(予備費の追加および更正)

第45条 予算議決後にやむをえない事由が生じた時は、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剩余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

[第8章 定款の変更]

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に関する解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した時に残存する財産は、法第1.1条第3項に掲げる者のうち、総会の決議を得た者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

[第9章 公告の方法]

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

[第10章 雜則]

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の主たる事務所を滋賀県野洲市高木155番地23におく。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 西谷 厚子
副理事長 鎌田 博之
同 辻 輝明
理事 外川 貴浩
同 米田 早苗
同 嶋田 かおり

監事 寺崎 文彦

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の入会金および年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 2,000円 年会費 5,000円
(2) 賛助会員 入会金なし 年会費 1,000円